平成２５年度　幼稚園就園奨励費補助の概要

（平成２４年度予算額　　２１，５５０百万円）
平成２５年度予算額　　２３，５３８百万円
（対前年度　　１，９８８百万円増）

事業の概要

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。　　（ 補助率：１／３以内 ）

２５年度予算案のポイント

１．補助単価の引上げ

保護者負担の軽減等を図るため、補助単価を引き上げる。

（階層区分）	（24年度）		（25年度）	（ 対前年度比 ）
【公立】生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯（年収約270万円まで）	20,000円	→	20,000円	（ 同 ）
【私立】				
第Ⅰ階層： 生活保護世帯	226,200円	→	229,200円	（ 3,000円増 ）
第Ⅱ階層： 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）（年収約270万円まで）	196,200円	→	199,200円	（ 3,000円増 ）
第Ⅲ階層： 市町村民税所得割課税額（ 77,100円以下）世帯（年収約360万円まで）	112,200円	→	115,200円	（ 3,000円増 ）
第Ⅳ階層： 市町村民税所得割課税額（211,200円以下）世帯（年収約680万円まで）	49,800円	→	62,200円	（ 12,400円増 ）

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)。
※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子ども2人の世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
※ 国庫補助は、子どもの人数により補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した「簡便な調整方式」（第2方式）の補助対象経費に対し実施。
※ 幼稚園の保育料（入園料を含む）の平均単価（23年度）は年額で、公立79,000円（前年度同額）、私立308,000円（前年度3,000円増）。

２．多子世帯の負担軽減の拡充

小学校３年生以下の兄姉がいる世帯の第２子以降の園児を対象とした負担軽減措置を拡充し、幼稚園に同時就園する第３子以降の園児について、保育所と同様に所得制限を撤廃することとし、補助対象を拡大する。

○幼稚園に同時就園している場合
- 第２子　　０．５　（継続：上記階層区分に該当する場合）
- 第３子以降　　０．０　（補助対象を拡大：所得制限を撤廃し全ての園児を補助対象化）

○小学校１～３年生の兄・姉がいる場合
- 第２子　　０．７５（継続：上記階層区分に該当する場合）
- 第３子以降　　０．０　（継続：上記階層区分に該当する場合）

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1．0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。
※ 無償となる保育料の上限は、平均単価（公立：79,000円、私立：308,000円）。

平成２５年度予算における「幼稚園就園奨励費補助」に係る保育料の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ

Ⅰ　「第１子」または「兄・姉が幼稚園に同時就園している場合」に該当する園児（従来条件）

【私立幼稚園】

【階　層　区　分】	年収（目安）	区分	補　助　額	保護者負担額
			保育料（入園料を含む）の全国平均　308,000円（年額）	
【第Ⅰ階層】生活保護世帯	－	第　１　子	229,200円	78,800円
		第　２　子	268,000円	40,000円
		第３子以降	308,000円	
【第Ⅱ階層】市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～約270万円	第　１　子	199,200円	108,800円
		第　２　子	253,000円	55,000円
		第３子以降	308,000円	
【第Ⅲ階層】市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第　１　子	115,200円	192,800円
		第　２　子	211,000円	97,000円
		第３子以降	308,000円	
【第Ⅳ階層】市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	～約680万円	第　１　子	62,200円	245,800円
		第　２　子	185,000円	123,000円
		第３子以降	308,000円	
上記区分以外の世帯	約680万円～	第３子以降	308,000円	

【公立幼稚園】

【階　層　区　分】	年収（目安）	区分	補助額	保護者負担額
			保育料（入園料を含む）の全国平均　79,000円　（年額）	
・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割非課税世帯	～約270万円	第　１　子	20,000円	59,000円
		第　２　子	50,000円	29,000円
		第３子以降	79,000円	
上記区分以外の世帯	約270万円～	第３子以降	79,000円	

※　表中の「第１子」とは、戸籍上の第１子である園児及び小学校４年生以上に兄・姉を有する第２子以降の園児をいう。
※　市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子ども２人の世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安(以下同じ)。
※　国庫補助は、子どもの人数により補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した「簡便な調整方式」（第２方式）の補助対象経費に対し実施(以下同じ)。
（例１：幼稚園児１人の子ども１人世帯の場合の補助基準額（市町村民税所得割課税額）は、第Ⅲ階層：55,800円以下、第Ⅳ階層：191,400円以下）
（例２：小学生２人、幼稚園児１人の子ども３人世帯の場合の補助基準額は、第Ⅲ階層：98,400円以下、第Ⅳ階層：231,000円以下）

Ⅱ　「兄・姉が小学校１年生～３年生の場合」に該当する園児（新条件）

【私立幼稚園】

階　層　区　分	年収（目安）	区分	補　助　額	保護者負担額
			保育料（入園料を含む）の全国平均　308,000円（年額）	
【第Ⅰ階層】生活保護世帯	－	第　１　子	――――	――――
		第　２　子	249,000円	59,000円
		第３子以降	308,000円	
【第Ⅱ階層】市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～約270万円	第　１　子	――――	――――
		第　２　子	226,000円	82,000円
		第３子以降	308,000円	
【第Ⅲ階層】市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第　１　子	――――	――――
		第　２　子	163,000円	145,000円
		第３子以降	308,000円	
【第Ⅳ階層】市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	～約680万円	第　１　子	――――	――――
		第　２　子	114,000円	194,000円
		第３子以降	308,000円	

【公立幼稚園】

【階　層　区　分】	年収（目安）	区分	補助額	保護者負担額
			保育料（入園料を含む）の全国平均　79,000円　（年額）	
・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割非課税世帯	～約270万円	第　１　子	――	――――
		第　２　子	35,000円	44,000円
		第３子以降	79,000円	

※ 表中の「第１子」は、兄・姉となる小学校１年生～３年生の児童（当該学齢と同学齢の児童を含む。）であり、就園奨励費の支給対象とならない。